

HACCP 導入型基準実施申出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の施設が HACCP 導入型基準による衛生管理を開始するにあたって申出を行うこととし、その取扱いやその他必要事項について定めるものとする。

(申出)

第2条 営業者又は給食施設の管理者（以下「営業者等」という。）は、その施設ごとに HACCP 導入型基準による衛生管理を開始した場合は、別記様式1によりその旨を保健所長に申し出るものとする。

2 営業者等は、その施設ごとに HACCP 導入型基準による衛生管理を止めた場合は、別記様式2によりその旨を保健所長に申し出るものとする。

(取扱い)

第3条 保健所は営業者からの前条による申出を受理した場合は、申出内容の一覧表を作成するものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。